

さいたま市告示第986号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年6月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 浦和駅前市街地改造ビル

所在地 さいたま市浦和区高砂一丁目12番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社三越伊勢丹

代表者 代表取締役 杉江 俊彦

所在地 東京都新宿区新宿3丁目14番1号

外53者

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
コルソ・伊勢丹パーキング	167台
浦和パーキングセンター	322台
浦和中央パーキングセンター	20台
寿屋駐車場	121台
NPC浦和駅前パーキング	88台
高砂パークスペース	22台
テストパーキング	14台
イールパーキング	29台
合計	783台

(変更後)

位置	収容台数
コルソ・伊勢丹パーキング	167台
浦和パーキングセンター	322台
浦和中央パーキングセンター	71台
寿屋駐車場	121台
NPC浦和駅前パーキング	66台
高砂パークスペース	22台
テストパーキング	14台
合計	783台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

区分	駐車可能時間帯
コルソ・伊勢丹パーキング	午前9時00分～午後10時00分
浦和パーキングセンター	午前9時00分～午後10時00分
浦和中央パーキングセンター	午前9時30分～午後10時00分
寿屋駐車場	午前9時00分～午後10時00分 (※契約駐車場の為、24時間利用可能)
NPC 浦和駅前パーキング	午前9時00分～午後10時00分 (※契約駐車場の為、24時間利用可能)
高砂パークスペース	午前8時00分～午後10時00分
テストパーキング	午前9時00分～午後10時00分 (※契約駐車場の為、24時間利用可能)
イールパーキング	午前9時00分～午後10時00分 (※契約駐車場の為、24時間利用可能)

(変更後)

区分	駐車可能時間帯
コルソ・伊勢丹パーキング	午前9時00分～午後10時00分
浦和パーキングセンター	午前9時00分～午後10時00分
浦和中央パーキングセンター	午前9時30分～午後10時00分
寿屋駐車場	午前9時00分～午後10時00分 (※契約駐車場の為、24時間利用可能)
NPC 浦和駅前パーキング	午前9時00分～午後10時00分 (※契約駐車場の為、24時間利用可能)
高砂パークスペース	午前8時00分～午後10時00分
テストパーキング	午前9時00分～午後10時00分 (※契約駐車場の為、24時間利用可能)

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数	位置
コルソ・伊勢丹パーキング	2箇所	入口A 出口B
浦和パーキングセンター	4箇所	入口C/D 出口E/F
浦和中央パーキングセンター	1箇所	出入口G
寿屋駐車場	1箇所	出入口H
NPC 浦和駅前パーキング	1箇所	出入口I
高砂パークスペース	1箇所	出入口J
テストパーキング	1箇所	出入口K
イールパーキング	1箇所	出入口L
合計	出入口6箇所	入口3箇所 出口3箇所 合計12箇所

(変更後)

区分	出入口の数	位置
コルソ・伊勢丹パーキング	2箇所	入口A 出口B
浦和パーキングセンター	4箇所	入口C/D 出口E/F
浦和中央パーキングセンター	1箇所	出入口G
寿屋駐車場	1箇所	出入口H
NPC 浦和駅前パーキング	1箇所	出入口I
高砂パークスペース	1箇所	出入口J
テスタパーキング	1箇所	出入口K
合計	出入口5箇所 入口3箇所 出口3箇所	合計11箇所

(4) 変更する年月日

令和3年2月17日

(5) 変更する理由

駐車場の運用の変更のため

2 届出年月日

令和2年6月16日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年6月26日から令和2年10月26日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年6月26日から令和2年10月26日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944